

村山市監査委員公告 第 5 号

定例監査の結果に関する報告について

地方自治法第 199 条第 4 項の規定により定例監査を実施したので、同条第 9 項の規定により、その結果に関する報告を次のとおり公表します。

令和 6 年 2 月 9 日

村山市監査委員 古瀬 忠 昭

村山市監査委員 寺崎 智 広

記

1. 監査の対象 生涯学習課
2. 監査の期間 令和 6 年 2 月 1 日から令和 6 年 2 月 9 日まで
3. 監査の範囲 令和 5 年 1 月 1 日から令和 5 年 12 月末日までにおける財務事務及び事務事業の執行状況
4. 監査の方法 村山市監査委員条例第 4 条の規定により期日及び要領を通知し、監査資料の提出を求め、関係職員からの説明を受け、財務関係帳簿などの書類について審査をおこなった。
5. 監査の着眼点 財務に関する事務等について、法令に準拠し、適正かつ効率的に執行されているかどうか、村山市監査基準に基づき監査を実施した。
6. 監査の結果 次のとおり、一部に改善を要する事項が認められたので、適切な措置を講じられたい。

【注意事項】 契約事務に関すること

件名：最上川美術館森林学習室エアコン更新工事

当該工事において、建設工事請負契約書の約款で定めている前金払の請求ができる条件であったにもかかわらず、契約の前に相手方が前払金を請求しない旨の合意を得ないまま、前払金の表記がない契約書をもって締結事務がすすめられたことが確認された。

契約上の瑕疵が生じぬよう、また、請負者が前払金を得る機会を失うことで経済的損失を被ることがないように、契約の制度や手続き方法に関して課内での確認体制を見直すなど、適正な契約事務を執り行うよう努められたい。